

諮問日：平成30年7月2日（平成30年度（最情）諮問第19号）

答申日：平成30年12月21日（平成30年度（最情）答申第51号）

件名：二回試験の運営に関して作成された報告書等の一部開示の判断に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「67期二回試験の運営の不手際に関して、平成27年2月13日付で作成された報告書及び事実経緯報告書」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「平成27年2月13日付け報告書」及び「平成27年2月13日付け事実経緯報告書」（以下、併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年6月7日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書のうち原判断において不開示とされた記載部分（以下「本件不開示部分」という。）が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号、2号及び6号に規定する不開示情報に相当するか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件不開示部分のうち作成者の氏名等の記載は、法5条1号に規定する不開示情報に相当する。

本件不開示部分のうち法人の業務内容に関する記載は、公にすると法人の信

頼・信用低下のおそれがある情報であるため、同条2号イに規定する不開示情報に相当する。また、法人の印影は、同号イに規定する不開示情報に相当する。

本件不開示部分のうち答案管理や監督員等の対応等、司法修習生考試の実施事務に関する記載は、これを公にすると試験妨害行為や不正行為が容易となる等、試験に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため、同条6号に規定する不開示情報に相当する。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年7月2日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年9月21日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年11月16日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書を見分した結果によれば、本件対象文書は、平成25年度（第67期）司法修習生考試について生じた運営上の問題に関して作成された報告書及び事実経緯報告書であり、本件不開示部分は、本件対象文書の作成者の氏名や押印等、法人の業務内容及び印影のほか、答案管理や監督員の対応等の司法修習生考試の実施事務に関する記載であることが認められる。このような記載内容に照らして検討すれば、本件対象文書の作成者の氏名や押印等については法5条1号に規定する不開示情報に相当し、法人の業務内容及び印影については同条2号イに規定する不開示情報に相当するほか、司法修習生考試の実施事務に関する記載については、これを公にすると試験妨害行為や不正行為が容易となる等、試験に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件不開示部分は、法5条1号、2号イ及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、本件不開示部分は法5条1号、2号イ及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正 人